



妊産婦さんのタクシー料金を助成します！

妊産婦さんが、医療機関などを訪れる時に、安心して移動できるよう、タクシー料金の一部を助成します。

✿対象✿

タクシー利用日に、久御山町に在住している妊婦さんと産後1年までの産婦さん
(利用日に久御山町住民基本台帳に記載があること)

✿助成金額✿

1日あたり上限額3,000円(往復) 利用日数の上限20日
※1回の妊娠・出産につき、最大60,000円まで助成します♪

お子さんの予防接種
や健康診査受診の
タクシー料金も
対象となります！



✿対象となるタクシー利用の目的✿

妊婦健診・妊婦歯科健診・その他、妊娠や出産に関わる治療や入退院のための医療機関などの受診・
産婦健診・久御山町が実施する産後ケア事業の利用・お子さんの予防接種・お子さんの健康診査の受診・
久御山町が実施するパパ&ママ教室や親子教室などの各種母子保健事業、お子さん(ごきょうだい含む)
の医療機関受診(ごきょうだいの受診等も対象となります。)

※産婦人科や企業等が独自で実施するパパ&ママ教室や親子教室は対象外です。
その他の利用で不明な場合は、下記お問い合わせ先までご相談ください。

✿申請方法✿

タクシー利用時に全額支払った後、子育て支援課で手続きをしてください。

✿申請期限✿

令和9年3月31日まで

※やむを得ず、期限に間に合わない場合は、下記まで事前にお問い合わせください。

●必要書類など●

- ①妊産婦タクシー利用支援事業助成金交付申請書兼請求書
- ②タクシー料金の領収書の原本(利用日・利用金額が分かるもの)
- ③医療機関などの受診日が分かる書類(親子(母子)手帳のコピー、医療機関等の領収書のコピーなど)
- ④振込先の分かるもの(通帳など)

※申請書兼請求書は、子育て支援課窓口で配布、又はホームページに掲載しています。

複数日分をまとめて申請できます。

<お問い合わせ先>

久御山町 子育て支援課

TEL : 075-631-9904/0774-45-3905